

研究・研修東京センターが実施することとしているので、各都道府県・指定都市にあっては、本養成研修の意義・重要性を認識いただき、指導者の確保のためにご協力願いたい。

(エ) 情報提供事業について

ユニットケアの効果的な普及に資するため、認知症介護研究・研修東京センターにおいて、ユニットケアを先進的に実施している施設長、中間管理職、ユニットリーダーの方々のインタビューなどを収録したDVD「ユニットケアを活性化させる運営と組織デザイン－施設長、中間管理職、ユニットリーダーの役割－」が作成された。

また、昨年8月及び10月、(社)日本医療福祉建築協会及び認知症介護研究・研修センターの主催により、ユニット型施設の開設を計画する者や企画設計関係者に対し、ユニットケアについての正しい理解の下で設計が行われ、より良いユニットケアが実現されるようにするために、講義・演習形式による講座が開設されるとともに、ユニット型特別養護老人ホームに関する設計相談が行われたところである。平成19年度においても、同様に実施する予定である。

都道府県・指定都市におかれでは、本情報提供事業を活用し、関係者に対し、ユニットケアについて有効な情報提供をお願いしたい。

(4) 養護老人ホームの適切な運営等について

ア 養護老人ホーム関係

(ア) 養護老人ホームにおける処遇計画の取扱いについて

養護老人ホームにおける処遇計画については、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(昭和41年厚生省令第19号)第15条、及び「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月30日老発第307号厚生省老人保健福祉局長通知)第5の2により行われているところであるが、平成18年度老人保健健康増進等事業により行われた「養護老人ホームにおける処遇計画

作成の実践に関する研究事業」(全国老人福祉施設協議会)において設置された「新型養護老人ホームケアプラン作成研究会」において、「新型養護老人ホームパッケージプラン」が取りまとめられた。

本プランは、養護老人ホームの特性に沿った処遇計画として研究・開発されたものであるので、各都道府県におかれでは、管内市町村及び関係機関等に対し、これを周知されたい。

なお、本プランは、養護老人ホームにおいて処遇計画を作成する上での標準例を提示するものであり、これ以外の処遇計画の使用を制限する趣旨ではない。

(イ) 養護老人ホーム施設職員研修について

標記については、在宅福祉事業費補助金の1つとして平成19年度予算(案)に計上しているところであるが、現時点での実施要綱(案)は下記のとおりである。

本研修事業は、平成19年度の単年度事業として実施することを予定しているので、各都道府県においては、この趣旨をご理解いただき、平成19年度における積極的な取組をお願いする。

養護老人ホーム施設職員研修事業実施要綱(案)

1. 事業の目的

老人福祉法及び介護保険法の改正により養護老人ホームに求められている新たな役割(要支援・要介護の入所者に対する介護保険サービスの利用支援、社会復帰の促進など)に対応するため、これに必要な知識・技術の習得について国として支援を行い、制度の適切な運営を図るとともに、入所者に対する処遇の向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体

実施主体は、都道府県とする。ただし、社団法人全国老人福祉施設協議会等適切に事業実施が可能な団体に委託できるものとする。

※ 複数の都道府県による合同開催とするなど、広域的に実施しても差し支えない。

3. 対象者

・養護老人ホームの生活相談員等

※ 市町村職員等の研修への参加も補助対象とすることとしており、積極的に研修に参加するよう周知すること。

4. 研修の内容

各都道府県は、次に掲げる研修課目を実施すること。

なお、各都道府県において、地域の実情に応じて、養護老人ホームにおける処遇の質の向上に資する課目を適宜追加することができる。

※ 研修カリキュラムについては、平成18年度老人保健健康増進等事業において、
現在、研究・開発が行われているところであり、詳細については、今後お示しする予定である。

【研修カリキュラムとして想定されるテーマ】

- ① 新たな養護老人ホームに求められる機能について [講義]
- ② 養護老人ホームにおける処遇計画の作成について [講義及び演習]
※ 新型養護老人ホームパッケージプランに拠る。
- ③ 要支援・要介護状態の入所者に対する処遇を行う上での介護保険サービスの活用と連携について [講義]
- ④ 地域の社会資源の活用と連携について [講義]

この他、各都道府県において養護老人ホームにおける職員の質の向上に資するテーマを、適宜追加することを可能とする。

(ウ) 老人保護措置費の取扱いについて

養護老人ホームに係る老人保護措置費については、平成17年度から市町村に税源移譲が行われ、その取扱いについては、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号 厚生労働省老健局長通知）によりお示ししているところであるが、これに関して寄せられた疑義のうち、特に重要なものを整理したので、参考とされたい。

Q 1 養護老人ホームが外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合、一般事務費はどのように算定するのか。

A. 養護老人ホームが外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合、一般事務費は、当該養護老人ホームに入所する者すべてについて算定する「基本分」と、当該養護老人ホームに入所する者のうち一般入所者に該当する者についてのみ算定する「支援員分」とで構成される。

したがって、一般事務費は、次のとおり算定することとなる。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{基本分単価} \times \text{養護老人ホーム入所者数} \cdots \textcircled{1} \\ \text{支援員分単価} \times \text{一般入所者数} \cdots \textcircled{2} \end{array} \right.$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = \text{養護老人ホームに対する一般事務費月額}$$

Q 2 介護サービス利用者負担加算と高額介護サービス費との間で、適用の優先順位はあるか。

A. 高額介護サービス費は、全国共通の仕組みであり、入所者が介護保険サービスの利用者負担を負担するに当たっては、高額介護サービス費の適用を優先することが基本となる。

Q 3 65歳未満で医療保険に加入していない入所者（介護保険の第2号被保険者ではない者）が訪問介護等のサービスを受けた場合における利用者負担（10割）

は、介護サービス利用者負担加算の対象となるか。

A. 介護サービス利用者負担加算は、措置により養護老人ホームに入所する者が介護サービス等を利用した場合における利用者負担を対象とするものであり、介護保険の被保険者である入所者に限定されない。

したがって、65歳未満で医療保険に加入していない者であっても、介護サービス利用者負担加算の対象となる。

イ 軽費老人ホーム関係

(ア) 軽費老人ホームの最低基準省令の必要性

- ・ 社会福祉施設については、社会福祉法第65条により施設の最低基準を定めることとされているが、軽費老人ホームについては、従来から、「軽費老人ホームの設備及び運営について」(昭和47年2月26日社老第17号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)において設備、運営の基準を定めるのみであり、施設に対する指導監督を行う上で法令上の基準がないまま推移してきた。
- ・ 軽費老人ホームの将来像については、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像研究会」(座長:北場勉(日本社会事業大学社会福祉学部教授))において、養護老人ホームの将来像と合わせて検討が行われ、平成16年10月28日に取りまとめられた報告書では、「今後は三類型をケアハウスに統一していくことが望ましい。そのため、今後の新設はケアハウスのみに限るべきである。現にあるA型とB型については、建て替えの機会などに円滑にケアハウスに移行できるよう、十分な配慮が必要である。」とされたところである。
- ・ このような、軽費老人ホームの将来像を踏まえ、今般、最低基準を定める厚生労働省令を制定することとする。

(イ) 省令の内容

- ・ 省令制定に当たっての基本的な方向性

- ① 省令で定める人員、設備、運営等の基準の内容は、局長通知のケアハウスに

関する内容を基本とする。現存するA型とB型については、省令制定後も建替えまでの間は従来どおりの運営が可能となるよう、経過的な基準を設ける。

また、局長通知の内容以外にも、特別養護老人ホームや養護老人ホーム等の基準に共通して規定されている事項（感染症、苦情対応等）を規定する。

② 現存するケアハウスについては、サービスの質を確保しつつ、省令制定により過度な負担が生じないよう、所要の経過措置を設ける。

③ 将来像研究会報告書において、「各地域で小規模なケアハウスが整備されることが期待される」とされていることを踏まえ、現在「単独設置のケアハウスの場合は20人以上、併設の場合は10人以上」とされている定員要件を撤廃する。

なお、定員要件の撤廃に伴い、20人未満（併設の場合10人未満）について更に細かな定員区分及び単価をお示しすることは考えていない。

④ 事務費については、既に各都道府県の一般財源化されたものであるため、その単価は最低基準省令の規定事項とはならないが、省令とは別に参考事項をお示しすることとしている。

（ウ） A型又はB型からケアハウスへの転換時の措置

- 施設類型が変わることにより、入居者の費用負担構造も変わることとなるが、転換時現にA型又はB型に入居している者にとって過度の負担増が生じないよう、配慮が必要である。
- このため、転換前からA型又はB型に入居している者が、新たに負担することになるケアハウスの管理費については、負担軽減措置を検討している。

ウ 養護老人ホーム等の会計処理について

（ア） 養護老人ホームへの介護保険サービスの導入に伴う会計処理について

養護老人ホームにおける会計処理については、これまで、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知（以下、「会計基準」という。））又は、「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規定準則